

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	六ヶ所村 国民健康保険システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	10 六ヶ所村 国民健康保険税システム 基礎項目評価書と統合
------	--------------------------------

評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p>国民健康保険事務とは地方税法、国民健康保険法、六ヶ所村国民健康保険税条例、六ヶ所村国民健康保険条例並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき実施する以下の事務を指す。</p> <p>【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証（保険証、高齢証、減額認定証など）を送付する。</p> <p>【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取りまとめを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減、減免の申請に伴い、賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【給付事務】 国民健康保険の被保険者に対する保険給付の支給する。</p> <p>【公金受取口座登録制度に関する事務】 公金受取口座登録制度の開始に伴い、国民健康保険に係る給付又は国民健康保険税の還付を受ける公金受取口座を、本人の同意に基づき、情報照会により取得する。 ①給付又は還付請求（受給権者又は納税義務者等→村） ②情報照会（村→デジタル庁）、及び取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③給付対象者又は納税義務者等への給付又は還付</p>
②事務の概要	<p><特定個人情報の利用について> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、国民健康保険業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会 ①事務で必要となる個人番号を含む宛名情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ②賦課決定事務および賦課更正事務で作成した個人番号を含む情報(所得情報など)を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ③情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報(生活保護情報、他市所得情報など)を取得する。</p>

	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
<p>③システムの名称</p>	<p>宛名システム、国民健康保険(税含む)システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、情報集約システム、中間サーバー、個人住民税システム、高額療養費システム、医療保険者等向け中間サーバー、国保総合システム等</p>
<p>2. 特定個人情報ファイル名</p>	
<p>(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 国民健康保険(税含む)特定個人情報ファイル</p>	
<p>3. 個人番号の利用</p>	
<p>法令上の根拠</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の第16項、第30項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表第一省令第16条、第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ○別表第二(第27、42、43、44、45の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20、25、25条の2、26条) (別表第二における情報提供の根拠) ○別表第二(第1、2、3、4、6、42、43、46、80の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、25、25の2、43条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 健康課・税務課
②所属長の役職名	健康課長・税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附475 ☎0175-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	評価実施機関における担当部署	六ヶ所村 総務部門 税務課	六ヶ所村 税務課	事後	
平成28年6月30日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務部門 総務課 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	事後	
平成29年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険(税)システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名システム、国民健康保険(税)システム、番号連携サーバ、中間サーバ、収納管理システム	事後	
平成29年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報照会事務】 1. 番号法第19条第7号別表第二 27、42、45、94 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令・別表第二省令 第20、25、47号 【情報提供事務】 1. 番号法第19条第7号別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令・別表第二省令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59条	番号法第19条第7号 【情報照会事務】 番号法第19条第7号別表第二 27、42、45、94の項 【情報提供事務】 番号法第19条第7号別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事後	
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 沼尾 禎子	課長 大関 博英	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	平成27年4月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	平成27年4月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②帳票への印字各事務にて使用する各種帳票(申請書など)に個人番号を出力する。	削除	事後	
平成30年6月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 【情報照会事務】 番号法第19条第7号別表第二 27、42、45、94の項 【情報提供事務】 番号法第19条第7号別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項	番号法第19条第7号 【情報照会事務】 番号法第19条第7号別表第二 27、42、45の項 【情報提供事務】 番号法第19条第7号別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事後	
平成30年6月22日	評価実施機関における担当部署	課長 大関 博英	税務課長心得	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	評価実施機関における担当部署	税務課長心得	税務課長	事後	
令和1年6月27日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	事後	
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	なし	様式変更により項目を追加	事後	
令和2年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険(税)システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名システム、国民健康保険システム(税含む)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、情報集約システム、中間サーバ、個人住民税システム	事後	
令和2年6月1日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・ 番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の第16項、第30項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・ 別表第一省令第16条、第24条 以上の法令上の根拠より、国民健康保険税業務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・ 番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の第16項、第30項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・ 別表第一省令第16条、第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報照会事務】 ○番号法第19条第7号別表第二の第27、42、43、44、45の項 ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供事務】 ○番号法第19条第7号別表第二 第1、2、3、4、5、6、8、9、11、12、15、16、17、18、22、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、38、39、40、42、43、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、78、80、84、85の2、87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、109、113、114、115、116、119の項 ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、6、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、25の2、26、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ○別表第二(第27、42、43、44、45の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20、25、26条) (別表第二における情報提供の根拠) ○別表第二(第1、46の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条)	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要		国民健康保険事務とは地方税法、国民健康保険法、六ヶ所村国民健康保険税条例、六ヶ所村国民健康保険条例並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき実施する以下の事務を指す。 【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。 【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取りまとめを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。 【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。		
			【賦課更正事務】 賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減、減免の申請に伴い、賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。 【給付事務】 国民健康保険の被保険者に対する保険給付の支給する。 <特定個人情報の利用について> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、国民健康保険業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会</p> <p>①事務で必要となる個人番号を含む宛名情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。</p> <p>②賦課決定事務および賦課更正事務で作成した個人番号を含む情報(所得情報など)を情報提供ネットワークシステムに提供する。</p> <p>③情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報(生活保護情報、他市所得情報など)を取得する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>		
			<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>		
令和3年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		宛名システム、国民健康保険(税含む)システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、情報集約システム、中間サーバー、個人住民税システム、高額療養費システム、医療保険者等向け中間サーバー等		
	2. 特定個人情報ファイル名		(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険(税含む)特定個人情報ファイル		
	3. 個人番号の利用法令上の根拠		<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <p>・ 番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の第16項、第30項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)</p> <p>・ 別表第一省令第16条、第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要がある、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p>		
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>○別表第二(第27、42、43、44、45の項)</p> <p>○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20、25、26条)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>○別表第二(第1、2、3、4、5、42、43、46、80、88の項)</p> <p>○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、4、5、25、25の2、43条)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>		
	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名		健康課長・税務課長		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日時点	令和3年3月31日時点		
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日時点	令和3年3月31日時点		
	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない		
	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)		
令和3年6月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ○別表第二(第27、42、43、44、45の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20、25、26条) (別表第二における情報提供の根拠) ○別表第二(第1、2、3、4、5、42、43、46、80、88の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、4、5、25、25の2、43条) <オンライン資格確認の準備業務> 略	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ○別表第二(第27、42、43、44、45の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20、25、25条の2、26条) (別表第二における情報提供の根拠) ○別表第二(第1、2、3、4、5、6、42、43、46、80、88の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、4、5、6、25、25の2、43条) <オンライン資格確認の準備業務> 略		
令和3年6月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年6月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和4年7月4日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険(税含む)システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、情報集約システム、中間サーバー、個人住民税システム、高額療養費システム、医療保険者等向け中間サーバー等	宛名システム、国民健康保険(税含む)システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、情報集約システム、中間サーバー、個人住民税システム、高額療養費システム、医療保険者等向け中間サーバー、国保総合システム等	事後	
令和4年7月4日	情報提供ネットワークによる情報連携	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)(略) (別表第二における情報提供の根拠) ○別表第二(第1、2、3、4、5、6、42、43、46、80、88の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、4、5、6、25、25の2、43条) <オンライン資格確認の準備業務> (略)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)(略) (別表第二における情報提供の根拠) ○別表第二(第1、2、3、4、6、42、43、46、80の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、4、6、25、25の2、43条) <オンライン資格確認の準備業務> (略)	事後	
令和4年7月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年7月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年2月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		【公金受取口座登録制度に関する事務】 公金受取口座登録制度の開始に伴い、国民健康保険に係る給付又は国民健康保険税の還付を受ける公金受取口座を、本人の同意に基づき、情報照会により取得する。 ①給付又は還付請求(受給権者又は納税義務者等→村) ②情報照会(村→デジタル庁)、及び取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③給付対象者又は納税義務者等への給付又は還付		
令和5年7月14日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	
令和5年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、4、6、25、25の2、43条)	○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、25、25の2、43条)	事後	